

令和4年度（第66回）

船員労働安全衛生月間活動報告

神戸地方船員労働安全衛生協議会
船員災害防止協会神戸支部

令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間を終えて

神戸地方船員労働安全衛生協議会 会長 瀧源 創八

本年も暑さ厳しい中での船員労働安全衛生月間でしたが、活動委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、月間活動にご参加、ご協力いただきありがとうございました。

また、関係者の皆様には多大なるご支援をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

今年度の月間活動は、神戸地区（神戸港、東播磨港、洲本港）での「訪船指導」、「海中転落者救助訓練」、「船員無料健康相談」を実施し、但馬地区においては、但馬地区の活動委員のみでの訪船指導となりましたが、1ヵ月間余りの活動を概ね予定通り終えることができましたこと御礼申し上げます。

船員災害の防止、快適な船内環境、安心して働ける魅力ある職場の実現を目指して、昭和32年に始まった安全衛生月間活動は今年度で66回目となります。

神戸運輸監理部管内の状況を見たところ、令和3年度に4件、令和4年度に入り1件の死亡事故が発生しております。

また、令和3年度の災害発生率は6.2%（パーミル）であり、船員千人あたり、6.2人の船員が災害により三日以上の休業を余儀なくされました。

以上から、死亡災害の撲滅は、もちろんながら、災害発生率の抑制についても対策が必要であり、船員労働災害防止への取り組みを、引き続き推進していく必要性を改めて感じる次第です。

今後も引き続き海上労働の安全確保について注視を続け、取組をすすめて参りたいと思いますので皆様、ご協力の程お願い申し上げます。

本協議会は、今後も月間活動を中心に、皆様方のご支援・ご協力のもと、より一層の船員労働安全衛生活動に取り組む所存です。活動についてお気づきの点がございましたら、忌憚ないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に月間中の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

目 次

I	令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間実施要領	1
II	船員災害防止大会宣言	5
III	令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間活動状況	
1.	月間開始式、船員災害防止大会等の開催	6
2.	広報活動	6
3.	安全・衛生に関する訪船指導	7
4.	船員無料健康相談の実施	8
5.	安全講習会等の開催	9
6.	広報活動状況調査	10
7.	活動委員等	10
	月間活動実績関係資料	
	<資料1> 令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間活動実績	12
	<資料2> 月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 次第	13
	<資料3> 月間関係 新聞等掲載記事	14
	<資料4> 死亡・重大事故撲滅のための調査表 集計結果	16
	<資料5> 月間中の訪船指導船舶数	18
	<資料6> 令和4年度 月間訪船指導結果	19
	<資料7> 船舶飲用水の水質検査結果	20
	<資料8> 船員労働安全衛生月間 広報活動状況調査 結果概要	21
	<資料9> 令和4年度(第66回)船員労働安全衛生月間活動委員名簿	24
◎	神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿	26

I 令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間実施要領

船員の労働災害・疾病の防止については、船員災害防止基本計画に基づく種々の対策が全国各地の船員労働安全衛生協議会を中心に展開されており、神戸地区においても、昭和32年度以降、毎年9月の船員労働安全衛生月間運動を中心に、協議会関係者が一体となり、たゆまぬ船員災害防止活動を展開してきた。その結果、全国的に発生件数・発生率とも減少し、着実にその成果をあげている。

しかし、これまでの減少傾向も近年では鈍化しており、船員の災害発生率は、陸上労働者のそれと比較すると、依然として高い発生率を示している。管内における船員の災害発生率は、陸上の全産業の災害発生率の3.7倍となっており、特に漁船船員は陸上労働者で最も高い林業よりも高い数値となっている（令和2年度における数値比較）。

神戸管内における死亡・行方不明災害は、令和3年度においては4件発生している。

当協議会は、このような死亡災害を含むあらゆる災害を防止するため、海中転落防止策や作業用救命衣の着用徹底等、あらゆる手段を講じることとする。

当協議会の令和4年度事業は、国土交通省が策定した令和4年度船員災害防止実施計画に定める目標を達成するための取り組みを基本とし、第66回船員労働安全衛生月間を中心に協議会関係者が一丸となって船員災害防止活動を積極的に推進する。

I 令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間の実施について

1. スローガン

「大丈夫」慣れと油断が事故まねく 安全確認初心忘れず

2. 実施期間

令和4年9月1日～9月30日

3. 実施事項

協議会会員を中心に活動委員を選出し、総務班、安全・衛生指導班、健康相談班を編成し、関係官公署・関係団体の協力を得て以下の事項を実施する。

(1) 広報活動

① ポスター、標語ビラ、パンフレット等の作成配付

船員災害防止協会等が作成したポスター、標語ビラ、パンフレット等を海事関係者、船舶所有者、船舶等に配付するとともに、関係官公署、海事関係者の事務所、船客待合所等関係者の目につきやすい場所に掲示を依頼し、職員や施設利用者等に対して月間運動の趣旨を広報する。

また、タオル等の記念品や関係医療機関から拠出協力を得た医療品等を、関係団体等を通じて船舶所有者や船員に配付するとともに、訪船指導時、講演会開催時等においても同様に配付する。

② マスメディア等による広報

月間運動の趣旨を広報するため、運動期間中に実施する諸行事について、日程等を報道機関に発表するとともに、関係団体等の会報、機関誌（紙）に掲載依頼をする。

③ 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

月間運動を広報するため、海事関係者の協力を得て、「船員労働安全衛生月間」と銘入れた懸垂幕・横断幕・のぼりを、関係機関の事業所、船客待合室といった関係者の目につきやすい場所に掲揚する。

④ 緑十字旗の掲揚

安全衛生意識の高揚を図るため、管内船舶所有者・団体等に対し、所属船舶へ緑十字旗を掲揚するよう依頼する。

(2) 月間開始式並びに船員災害防止大会の開催

海事関係者が一堂に会し、月間運動を契機に、より一層安全意識の高揚を図り、船員災害の撲滅を期するため、船員災害防止協会神戸支部と共催で、月間開始式並びに船員災害防止大会を開催する。（9月1日開催予定）

併せて、安全衛生に関する特別講演会を開催する。

(3) 安全衛生に関する訪船指導等

神戸運輸監理部・本局管内の神戸港をはじめとした各港内に停泊中の船舶を重点的に訪船し、乗組員とともに船内を巡回のうえ、安全衛生チェックリストに基づき点検を実施する。点検の結果、不安全な状態が認められる船舶については、船長に改善を指導するとともに、その船舶所有者に対しても改善を要請する。

点検に当たっては、「安全衛生の手引き」を各船舶において配付し、船内安全衛生委員会の設置や船内の食事管理、医療報告書の備置・活用といった改正事項を踏まえた指導を行う。

安全指導班及び衛生指導班はそれぞれ以下の事項に留意して指導を行う。

①安全指導班

- ・ 海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険箇所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認し、改善の必要がある場合には、船長に是正措置を求めるなど指導を行う。
- ・ 海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用を徹底する。また、周囲に人がいない状況での原因不明の海中転落が多いことから、単独での作業は避け、万一の転落時にも迅速に救助が行えるよう指導する。
- ・ 船舶所有者及び各船舶における自主的な取組を促進するため、協議会地区内の船舶所有者を対象として、8月に「死亡・重大事故撲滅のための調査表」を配布し、月間開始前の自主点検を促す。また、点検の結果を報告するよう依頼し、不安全な状態が認められる船舶については、改善状況も併せて報告するよう要請する。

②衛生指導班

- ・ 船内飲用水に係る月に1回以上の遊離残留塩素の含有率の検査の実施及び年に1回以上の公的検査機関による水質検査の受検、清水タンク等の洗浄実施の徹底を図るとともに、3検体程度を目処に訪船時の採水検査を実施する。
- ・ 生活習慣病やメタボリックシンドローム等の克服のため、訪船指導の際に船員手帳の健康証明書記載欄の「医師の指示及び就業上の注意事項」を確認し、指示事項や疑い等がある場合には、船長に現況を聴取するなどして、食生活の改善等の健康増進対策について啓発を図る。

(4) 訪社指導

船舶所有者及び漁協等の関係団体を訪問し、安全衛生管理体制の指導を行う。特に安全衛生委員会を設置している会社においては、活動状況を調査するとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促す。

(5) 船員無料健康相談の実施

関係医療機関の協力を得て、神戸港及び東播磨港において、船員無料健康相談を実施し、メンタルヘルスの確保、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防対策、健康増進対策を推進する。

(6) 高年齢船員の死傷災害の防止

高年齢船員の「慣れ」からくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

(7) 若年船員に対する安全衛生指導の充実

訪船指導時に、船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝承や、チェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する安全衛生管理手法を通じた教育・指導を促す。

(8) メンタルヘルスに対する対策

疾病発生件数に増加が見られるメンタルヘルス対策として、船員災害防止協会が開催する講習会への参加を推進する。

(9) 船員の栄養管理意識の向上

船員の健康増進・疾病予防のため、船員災害防止協会が発行する「船内の食事管理（和英、MLC対応）」や「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康を守るために）」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に繋がるような知識及び意識の向上に努める。

(10) 感染症に対する対策

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症については、それぞれの感染症に応じた予防対策を徹底するとともに、新型コロナウイルスについては体調に異常を感じたら直ちに関係機関に連絡すると共に専門医に相談するよう徹底させる。

(11) 月間運動の実施状況の取りまとめ及び報告

今後の船員災害防止活動に資するため、月間報告会を神戸及び但馬地区を対象に開催し、月間運動の実施状況の取りまとめ及びその評価を行うとともに、訪船等で明らかになった船員の安全衛生面についての問題点を整理する。

また月間中の諸行事の実施状況等を冊子にとりまとめ、関係者に配布する。

II 年間を通じた活動について

関係官公署・団体等と協力し、月間期間以外においても以下の取り組みを実施する。

(1) 船舶所有者、船員等を対象に講演会等を企画し、安全衛生意識の高揚を図る。

(2) 地区内の船舶所有者や関係団体等による安全講習会等の開催を推進し、災害・疾病の予防や海難等発生時に船員が必要とする技術・知識の習得を図る。

<現時点で協議会による協賛・協力を予定しているもの>

海中転落者救助訓練（主催：大阪湾水先艇株式会社）

9月に洲本にて実施予定。

Ⅱ 船員災害防止大会宣言

昭和32年度に始まりました船員労働安全衛生月間も、本年度で66回目を数えます。

この間、関係者皆様のご努力により、船員の死傷災害・疾病の発生率は、着実に減少して参りました。ただ、船員数が減少する中、乗組員の少数化、作業の多重化、高齢化、そして年齢構成の偏りにより、世代交代による海技の伝承が難しくなり、ここ10年間は、その減少傾向は鈍り、今後とも重大な事案が発生する懸念があると言わざるを得ません。また、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が船員の労働環境にも深刻な影響を与えております。

災害や疾病による船員の休職や離職は、ご本人やご家族にとって深刻な事態であることは勿論、海運業・漁業の業界にとっても貴重な人財の損失です。

私たち船舶所有者・船員は、ともに、安全衛生管理体制の整備をはじめ「船員災害を未然に防ぐ」活動に積極的に取り組み、働き甲斐、生き甲斐をより強く感じる事ができ、ご家族がさらに安心して送り出せる職場環境を確立することが強く求められております。

令和4年度船員災害防止実施計画では、最新の事故事例を踏まえ、

- ・主に作業時の死傷災害を防ぐため、転倒、はさまれ、墜落・転落、動作の反動・無理な動作、中毒の防止対策、
- ・海中転落・海難による死亡災害の防止対策、
- ・漁船における死傷災害対策、
- ・年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病への対策、
- ・生活習慣病等の疾病防止対策、
- ・パワーハラスメント防止、メンタルヘルスの確保、
- ・受動喫煙防止対策

が重点分野と位置付けられています。これら重点対策の取り組みを、船員労働安全衛生月間の指導に反映し確実に実施するとともに、労働時間、労働負荷の軽減にも努め、安全で魅力ある職場づくりに取り組まなければなりません。

なお新型コロナウイルス感染状況が落ち着きを見せない状況下ではありますが、私たちは、令和4年度第55回船員災害防止神戸大会を開催し、今次月間スローガン「大丈夫」慣れと油断が事故まねく 安全確認初心忘れず」の下、船員災害の減少を目指し、着実に成果を上げるべく、ご家族も一体となった日々の活動を推進していくことを誓い、ここに宣言致します。

令和4年9月1日

船員災害防止協会神戸支部長 酒井 隆司

Ⅲ 令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間活動状況

令和4年度（第66回）船員労働安全衛生月間は、「**「大丈夫」慣れと油断が事故まねく 安全確認初心忘れず**」をスローガンに掲げ、船員の快適な作業・居住環境を実現し、安心して働ける魅力ある職場づくりを目指して、当協議会月間実施要領により集中的に諸活動を展開した。

今年度の月間の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症対策等により、例年に比べ実績は少なかったが、活動委員や関係者の協力を得て、可能な範囲において諸活動を実施した。＜資料1＞

1. 月間開始式、船員災害防止大会等の開催

神戸地区では、9月1日にオンライン形式により、船員災害防止協会神戸支部との共催で、**月間開始式並びに船員災害防止神戸大会**を開催した。＜資料2＞

今年度は、52名の海事関係者の参加があり、船員労働安全衛生月間活動を通じて安全衛生意識の高揚を図り、船員労働災害の撲滅・減少、疾病予防・健康増進への諸活動を積極的に推進していく旨参加者で確認を行った。

また、開始式に併せて、「船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策」と題し、船員災害防止協会特任講師 神田 一郎氏をお招きし、特別講演会を開催した。

但馬地区では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、但馬地区活動委員による訪船指導を実施した。

2. 広報活動

月間活動の趣旨や月間行事を周知するとともに、安全衛生意識の高揚を図るため種々の広報活動を実施した。

(1) ポスター、パンフレット等の配布

- ① 船員災害防止協会が作成した月間ポスター、標語ポスター、船員労働安全衛生月間実施のしおり、その他安全衛生に関する取組みを促すパンフレット等を関係団体、関係官公署等に配布し、事務所・ロビー等へ掲示いただいた。また、訪船指導時に各船舶にて配布し、船内での掲示を依頼した。



- ② 当協議会にてフェイスタオルを作成し、神戸掖済会病院・神戸マリナーズ厚生会病院・サニーピアクリニックの3機関より寄贈されたバンドエイド、アルコールジェルセット、ポケットティッシュを併せて、広報物として関係団体、関係官公署等に配布した。

(2) 報道機関等に対する広報

月間期間中に実施する主な行事、日程等について神戸海運記者クラブ等を通じて報道機関に発表し、新聞記事として取り上げられた。＜資料3＞

(3) 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

「船員労働安全衛生月間」の懸垂幕、のぼり、緑十字旗を次の箇所に掲げた。

・神戸地区

船舶及び事務所（扇洋会）

メリケンパーク（早駒グループ）



・但馬地区

漁業協同組合香住支所、但馬漁業協同組合柴山支所、
浜坂漁業協同組合

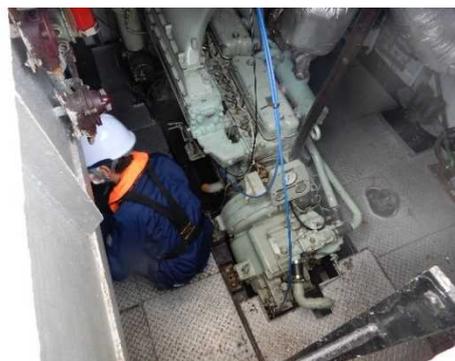
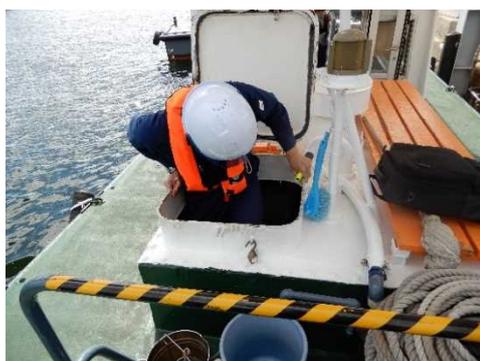
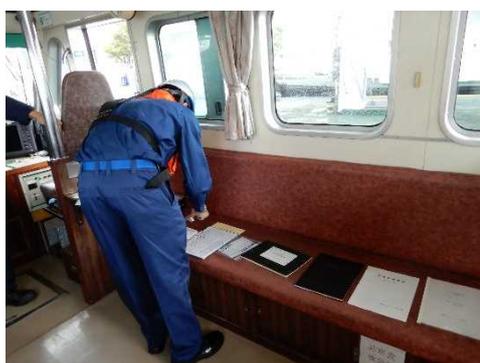
3. 安全・衛生に関する訪船指導

(1) 自主点検の奨励

当協議会地区内の船舶所有者（漁船を除く）を対象に、月間期間中の各船舶における自主的な点検活動を促し、安全衛生の取り組みに対する意識の高揚を図るため、「死亡・重大事故撲滅のための調査票」を配布した。点検結果を報告いただくよう依頼したところ、配布数110者のうち、69者（船舶数221隻）から報告があった。配布した調査票及び点検項目ごとの平均点は＜資料4＞のとおりである。

(2) 訪船指導

指導員が**69隻（一般船舶34隻、漁船35隻）**に訪船した。月間の趣旨の徹底を図るとともに、船内の快適な作業環境、居住環境の実現に向け、チェックリストに基づき点検を実施した。また、別途旅客船3隻に対して、船舶飲用水の水質検査を実施した。＜資料5・6・7＞



＜訪船指導の様子＞

【訪船指導における主な指摘事項】

漁船（全て但馬地区）については、昨年度と同様、現地活動委員のみによる訪船指導とし、火せん・落下せん等の使用期限切れ等や安全標識等の不備等が数隻に見られたため、早急に改善するよう指導した。

漁船以外の船舶（神戸地区）については、良好で特に不備等は見られなかった。

4. 船員無料健康相談の実施

神戸港において、神戸マリナーズ厚生会病院及びサニーピアクリニックの協力を得て、船員無料健康相談（血圧測定、尿検査、血液検査、問診含む）を実施し、**59名**が参加した。



<船員無料健康相談の様子>

5. 安全講習会等の開催

月間活動の一環として、9月26日に洲本港において、「海中転落者救助訓練」(主催：大阪湾水先艇株式会社、参加者58名)が実施され、海難等発生時に必要な知識・技術の習得を図った。



<海中転落者救助訓練の様子>

6. 広報活動状況調査

効果的な月間活動の実施のため、海事関係者がそれぞれ実施している周知広報活動の状況について、総務班活動委員を対象に調査を実施した。協議会や船員災害防止協会等が作成・配布している既存の資料・広報物を活用した周知広報が中心となっている事が確認された。〈資料8〉

7. 活動委員等 〈資料9〉

総務班	34名	安全指導班	16名
衛生指導班	3名	事務局	3名
		合計(延べ)	56名

月間活動実績関係資料

<資料1> ~ <資料9>

令和4年度(第66回)船員労働安全衛生月間 活動実績

月日	曜日	行 事 名	実 施 場 所	訪船 隻数	採水 隻数	指導 員等 参加 数	健康 相談 参加 数	講演 会等 参加 数
8/24	水	但馬地区活動委員総会	オンライン開催					7
8月下旬 ~		訪船安全指導 (但馬地区活動委員による訪船)	香住港(延べ4日)	15		1		
			柴山港(延べ4日)	8		1		
			津居山港(延べ5日)	12		1		
9/1	木	・月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 ・特別講演 (船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策)	オンライン開催					52
9/5	月	訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/7	水	訪船安全指導	神戸港	2		4		
9/8	木	訪船安全指導	神戸港	1		2		
9/9	金	船員無料健康相談	神戸港(フェリーたかちほ船内)				19	
		船舶衛生指導	神戸港		2	2		
9/12	月	訪船安全指導	神戸港	2		5		
		船舶衛生指導	神戸港		1	2		
9/14	水	訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/15	木	訪船安全指導	東播磨港	8		6		
9/26	月	海中転落者救助訓練 (大阪湾水先艇株式会社主催)	洲本港					58
		訪船安全指導	洲本港	5		4		
9/29	木	訪船安全指導	神戸港	14		4		
9/1~30(土日祝日を除く) 船員無料健康相談 於:サニーピアクリニック							40	
合 計 (参加数は延べ数)				69 隻	3 隻	38 名	59 名	117 名
【うち、但馬地区分】				35 隻	0 隻	3 名	0 名	0 名

第66回 船員労働安全衛生月間開始式（オンライン開催）
第55回 船員災害防止神戸大会（オンライン開催）

令和4年9月1日(水) 14:00～

次 第

<第一部>

開 会

主催者挨拶 神戸地方船員労働安全衛生協議会 会長 瀧源 創八

神戸運輸監理部長挨拶 田淵 一浩

船員労働災害防止優良事業者紹介

船員災害防止協会優良会員認定社紹介

船員災害防止大会宣言 船員災害防止協会 神戸支部長 酒井 隆司

<第二部>

保護具等説明

<第三部>

特別講演

演題 「船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策」
講師 船員災害防止協会 特任講師 神田 一郎 氏

閉 会

令和4年9月5日 日本海事新聞

船員労働安全衛生月間

災害撲滅のきっかけに

訪船指導・健康相談を実施 オンラインで開始



あいざつする 瀬源会長

「船員労働安全衛生月間」初日の1日、神戸地区の月間開始式と船員災害防止大会がオンラインで開かれた。30日までの期間中、神戸港や姫路港など管内港域に停泊する船舶への訪船安全指導や、船員無料健康相談のほか、20日には淡路島・洲本港で水先人や水先委員の海中転落を想定した救助訓練を行う。

開始式では、主催者の神戸地方船員労働安全衛生協議会の瀬源創八会長（ケイラインローローバルクシッピングマナーシメント取締役専務執行役員）があいさつ。兵庫県内で2021年度に船員死災害が4件発生したことに触れ、「改めて月間活動の取り組みの大切さを痛感している。船員災害の減少に向け、月間活動への協力をお願いしたい」と訴えた。

主催者を代表し、田淵一浩・神戸運輸監理部長は「企業にとって安全確保は重要な基盤で、若年船員確保のためにも、魅力ある職場環境とする必要がある」と話し、「安全で健康的な職場づくりに向け、月間活動

神戸地方船員労働安全衛生協議会

が大いに盛り上がり、船員災害撲滅の取り組みとなるように」と期待した。

続いて、船員労働災害防止優良事業者のケイラインローローバルクシッピングマナーシメント、訪船指導員として月間活動に貢献した山戸啓司（家島船協同組合）、吉田征史（林船協）の両氏、船員災害防止協会優良会員認定社11社それぞれの受賞者・企業を紹介。

さらに、船員災害防止協会（船災防）神戸支部の橋井盛司支部長（八馬汽船社長）が大会言葉を朗読し、「安全で魅力ある職場づくりに取り組み、船員災害の減少を目指す。家族も一体となった日々の活動を推進する」と災害防止に向けた決意を新たに述べた。

最後に、船災防特任講師の神田一郎氏が「船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策」と題して講演し、船員労働の特殊性を指摘した上で、ストレス解消や船内環境の改善にアドバイスを述べた。

船災防の優良会員に認定された11社は次の通り。

八馬汽船▽ケイラインローローバルクシッピングマナーシメント▽新丸菱海運▽井本西運▽内海電船▽神戸航運▽秦州神戸支店▽上瀬海運▽フェリーさんふらわあ▽神島海運▽神鋼物流

月間開始式及び船員災害防止大会(オンライン開催)

船員労働安全衛生月間

早駒グループ・大阪湾水先艇

洲本港で救助訓練

水先人の海中転落を想定 乗下船時の安全確保



本番さながらに行われた海中転落事故の救助訓練

早駒運輸グループの大阪湾水先艇（本社・兵庫県洲本市、渡辺真二社長）は26日、淡路島・洲本港で水先人や水先艇乗組員の海中転落事故を想定した救助訓練を実施した。水先人の乗下船時の安全を確保するとともに、万一の転落事故に遭遇した場合に備え、必要な知識と技術を習得するため、9月の「船員労働安全衛生月間」活動の一環として毎年実施している。

訓練には、日経一社・神戸運輸監理部長や望月誠・大阪湾水先区水先人会会長をはじめ、グループ会社の社員ら約60人が参加。落水者を見失わず救助できた場合とすぐに救助できず見失った場合とそれぞれの訓練の手順を確認した。また、水先人が必要式救命胴衣を着用して転落した場合を想定し、救命胴衣の膨らみ方や安全性などを検証した。

今回は、先に神戸港で水先艇による衝突

事故が発生したこともあり、現場は緊張感が漂う中、訓練艇のパイロットボート「べいばいりっつと2」から水先人に扮した社員や乗組員らが実際に海中に飛び込み、本番さながらの訓練を次々にこなした。また、神戸海上保安部の協力で通報訓練も実施し、万一の場合に備えた。

海難情報		海難件数
27日6:00 - 28日6:00		
衝突・3	乗り揚げ・0	転覆・0
火災・0	浸水・1	その他・0
		計・4

海中転落者救助訓練(洲本港)

令和4年9月29日 海事プレス

大阪湾水先艇、淡路島で海中転落者の救助訓練

早駒運輸グループの大阪湾水先艇（本社＝兵庫県洲本市、渡辺真二社長）は26日、海中転落者救助訓練を淡路島の洲本港で実施した。国土交通省神戸運輸監理部、大阪湾水先区水先人会など含めて約60人が参加した。

訓練1回目は落水者を見失わずに救助した場合、2回目はすぐ救

助できず見失った場合、3回目はベルト式救命胴衣を着用して転落した場合をそれぞれ想定して実施した。今回は神戸海上保安部が協力して、実際に直接電話する通報訓練も行った。



救助訓練の様子

海中転落者救助訓練(洲本港)

死亡・重大事故撲滅のための調査票 集計結果

当地区の船舶所有者(漁船除く)69者・221隻より報告があったものを集計したところ、結果は以下のとおりであった。(調査票の様式は次頁のとおり)

1. 船舶への乗降施設について(労安則19)

- ①乗降用設備がある(5点)
- ②乗降時に利用している(3点)
- ③幅40cm以上で手すりがある(4点)
- ④転落防止ネットがある(3点)
- ⑤落水しそうな場所に救命浮環、笛を浮かべている(5点)
- ⑥設備が傷んでいる(△3点)
- ⑦設置状態が強固でない(△2点)
- ⑧過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった(△3点)

1. 平均点
13.8 / 20点

2. 海中転落防止について(労安則27-2)

- ①保護柵を設けている(4点)
- ②救命衣等着用を徹底している(5点)
- ③定期的に点検している(3点)
- ④その他適当な措置を講じている(3点)
- ⑤海中転落防止のための教育を実施している(5点)
- ⑥保護柵や救命衣が傷んでいる(△3点)
- ⑦危険箇所一人で作業している(△3点)
- ⑧過去3年以内に海中転落事故があった(△3点)

2. 平均点
16.8 / 20点

3. 重大事故防止について

- ①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている(5点)
- ②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている(5点)
- ③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している(5点)
- ④各種防止策を日々点検している(5点)
- ⑤設置物が傷んでいる(△2点)
- ⑥ヒヤリハットを報告していない(△3点)
- ⑦過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった(△3点)

3. 平均点
18.9 / 20点

4. 船内における安全衛生管理体制について

- ①船内安全衛生委員会を設置している(5点)
- ②日常的にミーティングを行っている(5点)
- ③安全衛生向上のための基本対策等を審議し、会社へ報告している(5点)
- ④船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している(5点)

4. 平均点
17.6 / 20点

5. 安全・衛生記録について(労安則5、8)

- ①安全担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ②衛生担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ③新規乗船者に対する教育とその記録がある(5点)
- ④定期的に教育を実施し、その記録がある(5点)

5. 平均点
16.9 / 20点

総合点数(1. ~5. の合計)の平均点
84.0 / 100点

死亡・重大事故撲滅のための調査票

船舶所有者名：	点検者氏名：
船名：	点検年月日：

(！) 該当する選択肢を○で囲み、右欄に合計点を記載しましょう。

1. 船舶への乗降施設について(労安則19)

- ①乗降用設備がある(5点) ②乗降時に利用している(3点)
- ③幅40cm以上で手すりがある(4点) ④転落防止ネットがある(3点)
- ⑤落水しそうな場所に救命浮環、笛を浮かべている(5点)
- ⑥設備が傷んでいる(△3点) ⑦設置状態が強固でない(△2点)
- ⑧過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった(△3点)

1. 小計
点

2. 海中転落防止について(労安則27-2)

- ①保護柵を設けている(4点) ②救命衣等着用を徹底している(5点)
- ③定期的に点検している(3点) ④その他適当な措置を講じている(3点)
- ⑤海中転落防止のための教育を実施している(5点)
- ⑥保護柵や救命衣が傷んでいる(△3点) ⑦危険箇所一人で作業している(△3点)
- ⑧過去3年以内に海中転落事故があった(△3点)

2. 小計
点

3. 重大事故防止について

- ①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている(5点)
- ②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている(5点)
- ③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している(5点) ④各種防止策を日々点検している(5点)
- ⑤設置物が傷んでいる(△2点) ⑥ヒヤリハットを報告していない(△3点)
- ⑦過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった(△3点)

3. 小計
点

4. 船内における安全衛生管理体制について

- ①船内安全衛生委員会を設置している(5点) ②日常的にミーティングを行っている(5点)
- ③安全衛生向上のための基本対策等を審議し、会社へ報告している(5点)
- ④船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している(5点)

4. 小計
点

5. 安全・衛生記録について(労安則5、8)

- ①安全担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ②衛生担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ③新規乗船者に対する教育とその記録がある(5点)
- ④定期的に教育を実施し、その記録がある(5点)

5. 小計
点

-
- 100点 法律要件以上のことが出来ています。この状態を維持しましょう。
 - 80～99点 安全のための備えは出来ているでしょう。でも油断は禁物です。
 - 50～79点 不安はありませんか？改良点はまだまだあるはずです。
 - ～49点 危険因子があります。ただちに改善しましょう。

合計点
点

月間中の訪船指導船舶数

区分		船種	漁船	漁船以外の船舶	計
実施地区別	神戸地区			21	21
	尼崎西宮芦屋地区				0
	東播磨地区			8	8
	淡路地区			5	5
	但馬地区	35			35
合計			35	34	69
総トン数別	100トン未満		31	19	50
	100～699トン		4	12	16
	700～2,999トン			1	1
	3,000トン以上			2	2

令和4年度月間訪船指導結果

訪船指導船舶数		漁船					漁船以外					合計	
		15	8	12		35	21		8	5	34		
不備等指摘船舶数		6				6						6	
監査項目	条文内容	香住	柴山	津居山	浜坂	諸寄	漁船小計	神戸	尼西芦	東播磨	淡路	漁船以外小計	合計
法8	発航前検査の実施												
14の4	救命設備の点検整備	3					3						3
18②	発航前検査・救命設備点検等の記録												
83①	健康証明書												
労安則2①	安全担当者の選任												
5	安全担当者記録簿の備置・記録												
6の2	消火作業指揮者の選任												
6の3	消火作業指揮者の業務												
7①	衛生担当者の選任												
8	衛生担当者記録簿の備置・記録												
11	安全衛生教育の実施												
18①	接触からの防護	3					3						3
18③	蒸気・熱湯管への被覆												
19①	通行の安全												
22	燃え易い廃棄物の処理												
23	管系等の表示												
24①	防火・禁止・危険標識												
24②	高圧電路・消火器具置場の標示												
24③	夜光塗料による標識												
26①	床面のつまづき等からの措置	3					3						3
26②	床面以外の突起部分の措置	1					1						1
27	足場等の安全												
27の2	海中転落の防止												
29	船内衛生の保持(残飯保管容器)												
35の2	便所の使用												
40の2①	年1回の飲用水水質検査												
40の2③	月1回の飲用水遊離残留塩素測定												
45①	保護具の備置												
57①	漁ろう作業上の安全												
58	感電のおそれのある作業上の安全												
	その他												
指摘件数計		10					10						10

※ 漁船は、重点項目のみ点検実施。

船舶飲用水の水質検査結果

対象 船舶	航行 区域	採水 月日	採水 場所	検査項目										判 定	
				一 般 細 菌	大 腸 菌	亜 硝 酸 態 窒 素	硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素	塩 化 物 イ オン	有 機 物	pH 値	味	臭 気	色 度		濁 度
A船	沿海	9/9	調理室	○	○	○	○	○	○	×	—	○	○	○	不適
B船	沿海	9/9	調理室	×	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	不適
C船	平水	9/12	調理室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適

<参考> 飲用水の水質検査基準

検査項目	水質基準
一般細菌	1ml中に100個以下
大腸菌	100ml中に検出されないこと
亜硝酸態窒素	1ℓ中に0.04mg以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1ℓ中に10mg以下
塩化物イオン	1ℓ中に200mg以下
有機物(全有機炭酸の量)	1ℓ中に3mg以下
pH値	5.8~8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

船員労働安全衛生月間 広報活動状況調査 結果概要

各団体・機関33者に対してアンケートを実施したところ、26者から回答があった。結果は以下のとおり。

1. 広報活動の周知先

周知先	回答者数
船舶所有者(会員含む)	13者
船舶	9者
その他(事業所内、社内、事務所内、オペレーター安全担当者、部内陸上勤務各職員、来庁者)	6者

2. 広報物の配布

配布物	回答者数
月間ポスター	16者
標語ポスター	14者
船員災害防止協会パンフレット等	13者
広報用グッズ(タオル等)	11者
その他(支給品)	1者

3. 横断幕等の掲揚・その他の掲示

配布物	回答者数
横断幕	4者
のぼり	2者
緑十字	1者
ポスター	19者

4. 月間関係記事などの掲載について

配布物	回答者数
機関誌紙・会報	1者
ホームページ	0者
SNS	0者

5. その他広報活動の実施

- ・部内会議にて周知、部内各端末へ周知メール送付
- ・台風接近に伴う船舶の安全について、各協会員に注意喚起を実施
- ・社内リモート安全会議等で、月間ポスター等を利用し安全を呼びかけた。
- ・海中転落救助訓練を実施し、業界紙に掲載された。

6. 広報活動における工夫点

- ・社船に対し、PCにてリモートで安全の呼びかけを行った。
- ・技能実習生が乗船する船には、訪船の際、実際に起きた実習生の労災事故を例にして船内の安全指導の仕方を改めて見直す様に提案した。
- ・グループ内へ注意喚起のメールを発信する際、安全衛生月間であることを記載し、周知を呼びかけた。

7. 事務局への要望、気付いた点等

- ・但馬の漁船はインドネシア漁業実習生が多く乗船しているので、インドネシア語の標語ポスターがあれば船にもポスターを貼ってもらいやすくなるのではないかと
- ・今回、広報グッズが消毒液であった事で、船長達からは「以前のウェットティッシュの方が使い勝手が良くてありがたい」との意見が多数あった。

5. その他広報活動の実施について
自主的に実施した活動があれば、活動概要を御記載下さい。
(例：講演会・会議等、イベントの開催)
6. 広報活動について工夫された点がございましたら、御記載下さい。
7. その他
事務局への要望等、お気づきの点がございましたら、御記載下さい。

<御 提 出 先>

10月14日(金)までに、FAX又はメールにて以下のあて先まで御提出下さい。

神戸地方船員労働安全衛生協議会 事務局
神戸運輸監理部 海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課 宛

FAX (078-321-7028)

mail (anzeneisei-j58yj@mlit.go.jp)

※FAXにて機関誌紙の記事等の添付物をお送りいただける場合は、
本調査票に続けて御送信下さい。

令和4年度（第66回）
船員労働安全衛生月間活動委員名簿

総 務 班

瀧	源	創	八	神戸地方船員労働安全衛生協議会会長
山	田	鉄	史	(一社)日本船主協会 阪神地区船主会
加	藤		栄	船員災害防止協会 神戸支部
上	原	颯	馬	全日本海員組合 関西地方支部
石	定	正	則	兵庫 海 運 組 合
溝	淵	裕	章	全 国 内 航 輸 送 海 運 組 合
大	和		晋	神戸港はしけ運送事業協同組合
北	村	伸	也	兵庫県漁業協同組合連合会
大	塚	臣	介	扇 洋 会
井	上	信	雄	協 同 組 合 神 戸 タ グ 協 会
森	本	利	晃	兵庫県農林水産部水産漁港課
渡	邊	浩	司	神戸市港湾局経営企画課
矢	野	祐	一	神戸市健康局環境衛生課
杉	本	俊	雄	神 戸 海 上 保 安 部
村	井	由	香	(公社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院
佛	原	康	典	(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
山	本	康	治	(一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック
田	中		暁	早 駒 運 輸 グ ル ー プ
瀬	分	伸	一	(一社)兵庫県小型船舶工業会
原		正	行	日 本 押 船 土 運 船 協 会
山	内	伸	也	内 海 水 先 区 水 先 人 会
伊	藤	綾	子	大 阪 湾 水 先 区 水 先 人 会
上	村		良	全 国 内 航 タ ン カ 一 海 運 組 合 関 西 支 部
石	川	貴	美子	(一財)神戸観光局港湾振興部
三	井	聡	美	神戸大学大学院 海事科学研究科
福	富		晃	(独)海技教育機構 神戸分室
中	村	邦	彦	香 住 海 上 保 安 署
井	筒	樹	兵	兵庫県但馬県民局 但馬水産事務所
大	垣	沙	貴	但馬漁業協同組合香住支所
福	丸	美	香	但馬漁業協同組合柴山支所
濱	本	晶	愛	但馬漁業協同組合津居山支所
中	村		彰	浜坂漁業協同組合本所
山	西	長	豊	浜坂漁業協同組合諸寄支所
東		繁	樹	神 戸 運 輸 監 理 部

安全指導班

中野達也	全日本海員組合 関西地方支部
大和晋	神戸港はしけ運送事業協同組合
安達祐太郎	兵庫県農林水産部水産漁港課
渡邊浩司	神戸市港湾局経営企画課
田中暁	早駒運輸グループ
中塚清彦	日本押船土運船協会
上村良	全国内航タンカー海運組合関西支部
三井聡美	神戸大学大学院 海事科学研究科
中村邦彦	香住海上保安署
井筒樹兵	兵庫県但馬県民局 但馬水産事務所
西上剛生	兵庫県漁業協同組合連合会 但馬支所
駒居慧一	但馬漁業協同組合香住支所
川本洋	但馬漁業協同組合柴山支所
濱本晶愛	但馬漁業協同組合津居山支所
中村彰	浜坂漁業協同組合本所
山西長豊	浜坂漁業協同組合諸寄支所

衛生指導班

末原整	(公社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院
山崎芳裕	(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
山本康治	(一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック

事務局

加藤栄	船員災害防止協会 神戸支部
小南誠	神戸運輸監理部
大角実久	神戸運輸監理部

神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿

- 1 (一社)日本船主協会 阪神地区船主会
- 2 船員災害防止協会 神戸支部
- 3 全日本海員組合 関西地方支部
- 4 兵庫海運組合
- 5 全国内航輸送海運組合
- 6 神戸港はしけ運送事業協同組合
- 7 神戸旅客船協会
- 8 兵庫県漁業協同組合連合会
- 9 扇洋会
- 10 協同組合神戸タグ協会
- 11 (一財)日本船舶職員養成協会近畿
- 12 兵庫労働局労働基準部 労災補償課
- 13 兵庫県農林水産部 水産漁港課
- 14 兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所
- 15 神戸市港湾局 経営企画課
- 16 神戸市健康局 環境衛生課
- 17 神戸市保健所 東部衛生監視事務所
- 18 神戸検疫所
- 19 神戸海上保安部
- 20 (公社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院
- 21 (一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
- 22 (一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック
- 23 神戸船具商組合
- 24 早駒運輸グループ
- 25 (一社)兵庫県小型船舶工業会
- 26 兵庫県漁業協同組合連合会 但馬支所
- 27 内海水先区水先人会
- 28 大阪湾水先区水先人会
- 29 日本押船土運船協会
- 30 全国内航タンカー海運組合 関西支部
- 31 (一財)神戸観光局 港湾振興部
- 32 神戸大学大学院 海事科学研究科
- 33 独立行政法人海技教育機構 神戸分室
- 34 香住海上保安署
- 35 但馬漁業協同組合
- 36 浜坂漁業協同組合
- 37 神戸運輸監理部 海上安全環境部